

行方市訓令第16号

行方市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年8月22日

行方市長 鈴木 周 也

行方市事務決裁規程の一部を改正する訓令

行方市事務決裁規程(平成17年行方市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2に次のように加える。

10 部分休業の一部取消し	部長・会計管理者	課長	室長・所長・所属職員 所属職員	所属職員	人事担当課長 へ報告
---------------	----------	----	--------------------	------	---------------

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。